

各介護サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部  
介護保険課長 岩村 恭代  
介護サービス担当課長 東郷 幸代

## 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

**必ずご一読ください。**

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、各サービス提供時の所定単位数の算定においては、定員を上回る利用者等を入所等させている、いわゆる定員超過利用に該当する場合、当該事業所又は施設の全利用者について、当該定員超過利用に至った月の翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで減算することとなっています。

ただし、災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、減算の適用月について特例が認められています。

このたび本市において、「災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由」のうち「災害」として取り扱う具体的な事由を定めましたので、下記のとおり通知します。下記内容に沿って運用する場合は、減算に該当せず、返還金は生じません。この運用ルールに疑義が生じる場合は、事前に必ず本市介護保険課までご連絡ください。また、この解釈は介護保険法における所定単位数減算に関するものであり、利用者の安全には十分な配慮をお願いします。なお、消防法その他の法令については別途ご確認ください。

記

### 1 「災害」として取り扱う具体的な事由

- 「避難情報の警戒レベル3以上が発出されてから解除されるまでの間」については、「災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由」に該当するものとする。
- ※ この取扱いは、避難等を行ったが、実際に災害は発生しなかった場合を想定している。災害が発生した場合で、国から通知が発出された場合は、該当通知に従うものとする。

### 2 本取扱いの対象となるサービス

短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）から抜粋

第一 略

第二 (1)～(2)略

(3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

- ① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、当該事業所又は施設の利用者等の定員を上回る利用者等を入所等させているいわゆる定員超過利用に対し、介護給付費の減額を行うこととし、職員配置等基準において、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。
- ② この場合の利用者等の数は、一月間（暦月）の利用者等の数の平均を用いる。この場合、一月間の利用者等の数の平均は、当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。
- ③ 利用者等の数が、職員配置等基準に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所又は施設については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について、所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常所定単位数が算定される。
- ④ 都道府県知事は、定員超過利用が行われている事業所又は施設に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が二月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定又は許可の取消しを検討するものとする。
- ⑤ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

第三 以下略

【担当】

北九州市 保健福祉局 地域福祉部

介護保険課 事業者支援係

TEL：093-582-2771